

法人応募条件

この条件は、法人選定にあたって各種条件を一律とするために設定するものであり、法人選定後に情勢の変化により変更することがあります。

1．応募資格

- (1)社会福祉法人又は学校法人(但し、新法人設置の場合は、新法人理事及び職員における保育所又は幼稚園の運営実績を審査の対象とする)
- (2)平成21年1月現在、箕面市内で3年以上保育所又は幼稚園の運営実績がある者(市内法人)を優先・先行して選考する。
- (3)市内法人の応募がない場合は、その他の法人の募集手続を進める。

2．運営

- (1)良好な運営実績(保育所又は幼稚園)を有する法人であり、当該施設を直接運営すること。
- (2)当該施設開設までの間、簡易保育施設(0～2歳児)を直接運営すること。

3．保育所に係る条件

(1)職員

主任保育士及び施設長は、児童福祉施設又は幼稚園の実務経験を有すること。
看護師を配置すること。

(2)保育内容

保育内容については、国の保育所保育指針、箕面市保育計画、箕面市人権保育基本方針及び箕面市障害児保育の手引きを基本とすること。

保育時間等

- a)保育時間：午前7時～午後7時30分(午後6時30分から延長保育)
- b)保育所の休所日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで。但し、災害時を除く。

定員

30人(生後57日目から2歳児まで)

入所手続・決定

- a)入所手続・決定は、法人で行うが、他の民間保育所と同様に市で受付・決定するよう、市への委託は可能とする。
- b)入所決定後の契約手続は、法人で行うこと。

保育料

- a)市と協議して設定すること(保育料は、市の基準に準じる。入園料は徴収しない)
- b)保育料徴収は、法人で行うが、他の民間保育所と同様に市で徴収するよう、市への委託は可能とする。

給食

- a)完全給食とすること。
- b)アレルギー等の対策を行うこと。

障害児保育を継続的に実施すること(加配保育士の補助は市が実施)
園庭開放及び育児相談を継続的に実施すること。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。

特別保育の実施

一時保育を実施すること。

福祉サービス第三者評価を受け、保育の質の向上を図ること。

4．幼稚園に係る条件

(1)職員

主任教諭及び施設長は、児童福祉施設又は幼稚園の実務経験を有すること。

(2)教育内容

教育内容については、学校教育法、幼稚園教育要領、箕面市教育実施方針、箕面市人権教育基本方針及び箕面市立幼稚園支援教育の手引きを基本とすること。

保育時間等

保育時間、休業日等は、市と協議して設定すること。

定員

95人（3歳児25人、4・5歳児各35人）

入所（園）手続・決定

入園手続・決定は、他の私立幼稚園と同様に法人で行う。但し、止々呂美・箕面森町在住児童を優先すること。また、保育に欠ける児童の確認を行い優先すること。

保育料・入園料

市と協議して設定すること。

支援教育を継続的に実施すること（加配介助員の補助は市が実施）。

園庭開放及び育児相談を継続的に実施すること。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入すること。

止々呂美地区の園児に対する送迎手段を確保すること。

帽子・靴・連絡帳等の共同購入するものは最低限度とし、代替品による対応を認めること。

制服を定める場合は、市立幼稚園の制服利用を認めること。

特別保育の実施

a)預かり保育を行うこと（保育時間及び休業日は、保育所と同一とすること）。

b)預かり保育利用児童に対して給食を実施すること。

c)預かり保育利用料については、市と協議して設定すること。

(3)引き継ぎ

とどろみ幼稚園の引き継ぎは、下記のとおりとする。

三者懇談会

保護者代表・法人・市で三者懇談会を設置し、引き継ぎに当たっての必要事項を話し合うこと。

引き継ぎ期間

平成22年10月～平成23年3月

保護者説明会

市と合同で保護者説明会を平成22年10月に行うこと。

平成23年3月1日～3月31日の間、クラス担任を予定している職員（幼稚園教諭）をクラスごとに1人配置し、引き継ぎを受けること。

引き継ぎ期間中に市の幼稚園教諭とともに保護者の個人懇談を行うこと。

5．簡易保育施設に係る条件

詳細は、市と協議の上決定するものとする。

(1)内容

箕面市簡易保育事業実施要領に基づく。

(2)場所

箕面森町、止々呂美地域又は隣接地域

(3)期間

平成21年5月～平成23年3月

(4)定員

15名（生後57日目から2歳児まで）

6．その他

(1)保育所は、業務委託契約を締結し、運営条件内容を継続的に履行すること。

(2)幼稚園は、協定書を作成し、運営条件内容を継続的に履行すること。